

# 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

(第 186 回国会提出)

地方税法第758条第2項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

## 目 次

はじめに

	頁
地方税における税負担軽減措置等の概要	1
税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置の影響額の状況	3
1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況	4
(1) 個人事業税	5
(2) 法人事業税	6
(3) 不動産取得税	8
(4) 自動車取得税	13
(5) 軽油引取税	14
(6) 自動車税	15
(7) 鉱区税	16
(8) 狩猟税	17
(9) 個人住民税	18
(10) 固定資産税	19
(11) 事業所税	34
(12) 都市計画税	38
2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況	42
(1) 単体法人	43
(2) 連結法人	53

## <注記事項>

適用額については、次のとおりである。

- (1) 適用額の種類は、税負担軽減措置等の内容によって異なる。例えば、税額控除及び税額を上乗せする特例については「税額」、課税標準の特例については「課税標準（ ）」と表記し、（ ）には、所得、資本金等の額、固定資産の価格などの課税標準の内容を記載している。
- (2) 適用額の総額は、税額控除の特例については税額控除の総額、税額を上乗せする特例については上乗せした税額の総額、課税標準の特例については課税標準から控除した総額を記載している。

例①：課税標準が所得の場合は、控除した所得総額を記載

例②：課税標準が事業所床面積の場合は、控除した床面積（㎡）を記載

表中の平成 23 年度の欄に記載している計数は、前年度報告書の計数であるが、地方公共団体からその後の精査により修正報告等があったものについては、当該修正報告等を反映している。なお、該当箇所には注記を付している。

## はじめに

この報告書は、平成 24 年度の地方税の税負担軽減措置等の状況及び国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等の状況についてまとめたものである。

平成 24 年度の地方税の税負担軽減措置等の状況については、以下の調査結果をまとめたものである。

- ・ 総務大臣が行った地方税の賦課徴収の状況に関する調査の結果  
(「道府県税の課税状況等の調」、「市町村税課税状況等の調」、「自動車取得税のエコカー減税に係る適用状況に関する調等」、「市町村交付金及び都市計画税に関する調」)
- ・ 法第 389 条第 1 項の規定により総務大臣が決定した同項に規定する価格等に基づき算定した法第 757 条第 3 号に規定する適用額を集計したもの  
(「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額を集計」)
- ・ 法第 422 条の規定による概要調書に記載された事項  
(「固定資産の価格等の概要調書」)
- ・ 法第 743 条第 3 項の規定による概要調書に記載された事項  
(「大規模の償却資産に関する概要調書」)
- ・ 総務大臣が行った固定資産税の賦課徴収の状況に関する調査の結果  
(「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」)

また、国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等については、「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況」としてまとめ、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成 22 年法律第 8 号）第 6 条第 1 項に規定する適用実態調査情報に基づき、推計したものをまとめたものである。

## 地方税における税負担軽減措置等の概要

### ○種類ごとの税負担軽減措置等の数及び適用額の総額の状況

平成24年度分として把握した種類ごとの税負担軽減措置等の数は197であり、適用額の総額は以下のとおりである。

税目	種類	平成23年度		平成24年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
個人事業税	課税標準 (所得)	1	13,360億円	1	13,281億円
法人事業税	課税標準 (資本金等の額)	10	38,270億円	12	36,923億円
	課税標準 (収入金額)	4	295億円	4	348億円
	課税標準 (所得)	1	7,533億円	1	7,747億円
	税額	2	18億円	2	17億円
不動産取得税	課税標準 (不動産の価格)	36	69,141億円	22	71,174億円
	税額	22	1,123億円	10	1,102億円
自動車取得税	課税標準 (自動車の取得価額)	1	473億円	3	630億円
	税額	5	2,343億円	3	2,319億円
軽油引取税	税額	1	913億円	1	944億円

税目	種類	平成23年度		平成24年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額 <sup>(注1)</sup>	税負担軽減措置等の数	適用額の総額 <sup>(注1)</sup>
自動車税	税額	1	75億円	1	96億円
鉱区税	税額	1	0.6億円	1	0.6億円
狩猟税	税額	3	0.1億円	3	0.4億円
個人住民税	税額	1	133億円	1	126億円
固定資産税	課税標準 (固定資産の価格)	88	75,392億円	69	77,490億円
	税額	14	1,354億円	12	1,148億円
事業所税	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	25	4,150万㎡ [249億円] <sup>(注2)</sup>	25	4,212万㎡ [253億円] <sup>(注2)</sup>
	課税標準 (従業者給与総額 (千円))	(10) <sup>(注3)</sup>	6,230億円	(10) <sup>(注3)</sup>	6,222億円
都市計画税	課税標準 (固定資産の価格)	30	10,490億円	25	9,857億円
	税額	3	0.1億円	1	0.1億円

(注1) 適用額の総額は、1億円未満は四捨五入している。

ただし、適用額の総額が1億円に満たない場合は0.1億円未満を四捨五入している。

(注2) [ ]内の数値は、課税標準(事業所床面積(㎡))に600円/㎡の税率を乗じたものである。

(注3) 上段の税負担軽減措置等と同一の条文で規定しており、総数の197には含まない。

## 税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況

地方税における税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況、適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額の状況は、次のとおりである。



## 1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況

この表は、地方税における税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況について掲載したものである。

### [備考]

1. 根拠条文、措置又は特例の名称及び概要は、いずれも平成 25 年 3 月 31 日現在のものである。ただし、改正により平成 25 年 4 月 1 日以後適用される措置については、その改正内容を記載している。
2. 適用期限は、平成 25 年 4 月 1 日現在のものであり、同日以前に廃止された制度については、「廃止」と記載している。
3. 平成 25 年 3 月 31 日現在で既に廃止になっている措置については、根拠条文の前に「旧」と記載している。

○個人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
72条の49の8	①		社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医業等を行う個人については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	1,335,955,925	1,328,084,060

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
72条の23	①		社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医療法人等については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	753,311,123	774,715,165
72条の24の7	⑤		医療法人に係る税率の特例措置	医療法人を特別法人とし、所得のうち年400万円を超える金額については6.6%の軽減税率を適用する。	なし	税額	1,790,756	1,724,425
附9条	①		J R北海道・四国・九州に係る課税標準の特例措置	J R北海道、J R四国及びJ R九州について、資本割の課税標準である資本金等の額を、資本金の額に2を乗じて得た額とする。	H26. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	351,200,100	351,200,100
附9条	②		承継銀行等に係る課税標準の特例措置	承継銀行及び協定銀行について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金(20億円)の額とする。	H26. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	210,120,000	210,000,000
附9条	③		銀行等保有株式取得機構に係る課税標準の特例措置	銀行等保有株式取得機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、10億円とする。	H26. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	27,478,679	27,478,679
附9条	④		新関西国際空港株式会社等に係る課税標準の特例措置	新関西国際空港株式会社及び指定会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から5/6を乗じた額を控除する。	H26. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)		0
附9条	⑤		中部国際空港株式会社に係る課税標準の特例措置	中部国際空港株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。	H26. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	55,778,667	55,778,667
附9条	⑥		特定鉄道事業者に係る課税標準の特例措置	特定鉄道事業者について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。	H26. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	123,344,200	123,344,200
附9条	⑦		東京湾横断道路株式会社に係る課税標準の特例措置	東京湾横断道路株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から、総資産のうち建設未収金に相当する割合を乗じた額を控除する。	H26. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	89,254,170	89,202,011
附9条	⑧		託送供給を受けて電気供給業を行う法人に係る課税標準の特例措置	収入金課税される他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	H26. 3. 31	課税標準 (収入金額)	15,452,011	19,399,715
附9条	⑨		独立行政法人福祉医療機構と保険契約を締結する生命保険業会社等に係る課税標準の特例措置	心身障害者扶養共済の加入者を被保険者として独立行政法人福祉医療機構と生命保険契約を締結した生命保険会社等について、同契約に基づく収入保険料を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	当分の間	課税標準 (収入金額)	5,430,910	5,224,816
附9条	⑩		託送供給を受けてガス供給業を行う法人に係る課税標準の特例措置	収入金課税される他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガス供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	H28. 3. 31	課税標準 (収入金額)	5,050,518	6,784,746

○法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 9 条	⑪		商工組合中央金庫に係る課税標準の特例措置	株式会社商工組合中央金庫について、資本割の課税標準である資本金等の額から、資本金（政府出資分）と危機対応準備金の額に一定の割合を乗じた額を控除する。 【平成25年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (資本金等の額)	333, 220, 260	222, 146, 840
附 9 条	⑫・ ⑬		日本政策投資銀行に係る課税標準の特例措置	株式会社日本政策投資銀行について、資本割の課税標準である資本金等の額を1兆円とし、当該額に一定の割合を乗じた額を控除する。 【平成25年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (資本金等の額)	1, 938, 909, 195	1, 745, 503, 195
附 9 条	⑭		株式会社地域経済活性化支援機構に係る課税標準の特例措置	株式会社地域経済活性化支援機構（旧株式会社企業再生支援機構）について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。	H26. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	18, 129, 800	18, 129, 800
附 9 条	⑮		株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る課税標準の特例措置	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。	H28. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)		0
附 9 条の 2			特定の協同組合等の税率の特例措置	大規模協同組合について、所得のうち10億円を超える部分については7.9%の税率を適用する。	なし	税額	0	0
旧 附 9 条	④		関西国際空港株式会社等に係る課税標準の特例措置	関西国際空港株式会社及び指定造成事業者について、資本割の課税標準である資本金等の額から5/6を乗じた額を控除する。	廃止	課税標準 (資本金等の額)	679, 575, 000	849, 468, 750
旧 附 9 条	⑩		少額短期保険業に係る課税標準の特例措置	少額短期保険業者については、収入割の課税標準である収入金額から1/2を乗じた額を控除する。	廃止	課税標準 (収入金額)	3, 538, 395 (注)	3, 393, 014

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

※ 種類の欄に「税額」、「課税標準（所得）」、「課税標準（収入金額）」とある特例措置については、地方法人特別税にも影響は生じているが、この集計表には反映していない。

(注) 修正報告を反映。

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
73条の14	⑤		公営住宅等の入居者等が当該公営住宅等を取得した場合の課税標準の特例措置	公営住宅等の入居者等が地方公共団体から当該公営住宅等の譲渡を受けた場合には、不動産取得税の課税標準から1,200万円を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	43,861	91,057
73条の14	⑥		収用等に伴い代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	公共事業の用に供する不動産を収用等されて補償金等を受けた者が、当該収用等の日から2年以内に被収用不動産等の代替不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から当該被収用不動産等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	21,356,650	15,939,117
73条の14	⑦		市街地再開発事業(第1種・第2種)の施行に伴い施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	市街地再開発事業の施行に伴い従前の宅地等に対応して与えられる施設建築物の一部等を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	9,696,203	3,338,313
73条の14	⑧		土地区画整理事業等の施行に伴い、代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	土地区画整理事業、市街地再開発等の施行により清算金等を受けた者が、換地処分公告等の日から2年以内に代替不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の不動産の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	335,130	194,177
73条の14	⑨		農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例措置	市町村が行う農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により、農業振興地域内にある土地を取得した場合は、不動産取得税の課税標準から当該交換分合により失った土地の価格に相当する額(農用地区域内にある土地の取得の場合は、当該額と取得した土地の価格の1/3に相当する額のいずれか大きい額)を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	3,346	13,755
73条の14	⑩		防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	防災街区整備事業の施行地区内に宅地等を有する者が、事業の施行に伴い当該宅地等に対応して与えられる不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	375,012	300,473
73条の27の2	①・②		不動産の取得から1年以内に、当該不動産以外の不動産を収用等されて補償金等を受けた場合の税額の特例措置	不動産を取得した者が1年以内に、当該不動産以外の不動産を公共事業の用に供するため収用されて補償金を受けた場合等において、当該不動産が被収用不動産に代わるものと認められるときは、税額から被収用不動産の価格に相当する額に税額を乗じて得た額を減額する。	なし	税額	73,831	65,016
73条の27の3	①・②		譲渡担保権者から当該譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した場合の納税義務の免除	譲渡担保権者が譲渡担保財産を取得した場合において、当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保権者から設定者に譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者の当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	696,768	655,632

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
73条の27の4	①・②		再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い取得した建築施設の部分等に係る納税義務の免除	再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産を取得した場合において、建築工事の完了の公告があった日の翌日に、当該建築施設の部分又は当該不動産を譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体が取得したときは、再開発会社に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	1,543,711	76,275
73条の27の5	①・②		農地保有合理化法人等が農地等売買事業の実施により取得した農地等に係る納税義務の免除	農地保有合理化法人等が、農地売買等事業の実施により農用地区域内の農地等を取得した場合において、当該土地を取得の日から5年以内に当該事業の実施により売渡等したときは、農地保有合理化法人等に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	26,905	28,896
73条の27の6	①・②		土地改良区が取得した換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除	土地改良区が、土地改良法の規定による換地計画に基づき、一定の創設換地を最終取得者に代わって一時的に取得した場合において、当該換地を取得の日から2年以内に譲渡したときは、土地改良区に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	8,134	2,370
附10条の2	①		宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置	宅地建物取引業者等が売り渡す新築住宅について、当該新築住宅について最初の使用又は譲渡が行われない場合、当該新築住宅を取得したものとみなされて課税される時期を新築の日から1年とする。	H26. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	88,040,380	77,406,254
附10条の2	②		一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置	新築住宅用の土地に係る減額措置の適用がある期間について、土地の取得から住宅の新築までの期間を3年(当該住宅が居住の用に供するために独立的に区画された部分が100以上ある共同住宅等でやむを得ない事情があると都道府県知事が認めた場合は4年)以内とする。	H26. 3. 31	税額	42,000,087	44,180,756
附11条	①		農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置	農用地利用集積計画に基づき農用地等を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/3を控除する(交換による取得の場合で、取得した土地の価格の1/3に相当する額よりも、交換により失った土地の価格の方が大きいときは、当該失った土地の価格を控除する)。	H27. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	1,542,277	1,812,526
附11条	②		高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置	高規格堤防の整備に係る事業の用地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に従前の家屋の代替家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から従前の家屋の価格を控除する。	H26. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0
附11条	③		特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置	特定目的会社が資産の流動化に関する法律に規定する資産流動化計画に基づき不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	H27. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	84,282,199	44,255,639

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 11 条	④		信託会社等が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	信託会社等が投資信託の引受けにより、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託約款に従い不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	H27. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	299, 839
附 11 条	⑤		投資法人が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	投資法人（Jリート）が投資信託及び投資法人に関する法律に規定する規約に従い不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	H27. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	54, 620, 372	19, 698, 857
附 11 条	⑥		P F I法に規定する選定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置	P F I法に規定する選定事業者が国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により公共施設等の用に供する一定の家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H27. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	167, 918	308, 926
附 11 条	⑦		都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき認定事業の用に供する不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/5を控除する（特定都市再生緊急整備地域にあっては、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する）。	H27. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	12, 882, 084	14, 477, 123
附 11 条	⑧		P F I法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置	P F I法に規定する選定事業者が政府の補助を受けて国立大学の校舎の用に供する家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H27. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	556, 781
附 11 条	⑨		医療提供施設の開設者が取得する周産期医療施設に係る課税標準の特例措置	医療法に規定する医療計画に定められた医療連携体制に関する事項に従って周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が、周産期医療のための施設の用に供する不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から次の割合を控除する。 ・～H25. 3. 31 : 1/2 ・H25. 4. 1～H27. 3. 31 : 1/3 ・H27. 4. 1～H28. 3. 31 : 1/6	H28. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	1, 150, 696	1, 569, 460
附 11 条	⑩		新築の認定長期優良住宅の取得に係る課税標準の特例措置	新築の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1, 300万円を控除する。	H26. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	18, 246, 884	23, 277, 374
附 11 条	⑪		重要無形文化財の公演のための施設等の取得に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための用に供する一定の不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H27. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 11 条	⑫		農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置	農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設を取得した場合には、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除する。	H27. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	528, 208	1, 579, 365
附 11 条	⑬		土地改良法に掲げる土地を取得した場合の課税標準の特例措置	土地改良事業に係る換地計画で特別減歩・不換地見合いの創設換地を定める場合において、当該創設換地を取得することが適当であると土地改良区が認める者が、当該創設換地（農用地に限る。）を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/3を控除する。 【平成25年度改正（平成25年4月1日以後の取得分から適用）】 対象を津波被災地域に限定	H27. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0
附 11 条	⑭		新築のサービス付き高齢者住宅に係る課税標準の特例措置	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（床面積30㎡～240㎡）を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1, 200万円控除する。	H27. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	13, 300, 166
附 11 条 の 2	①		住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置	住宅及び土地の取得が行われた場合には、不動産取得税の標準税率を3%とする。	H27. 3. 31	税額	67, 891, 460	65, 173, 265
附 11 条 の 4	①・②		心身障害者を多数雇用する事業所に係る税額の特例措置	障害者を多数雇用する事業所（障害者雇用割合が50%以上かつ20人以上障害者を雇用している事業所）の事業主が助成金の支給を受けて当該事業所の事業の用に供する施設を取得した場合（取得の日から3年以上事業の用に供した場合）には、不動産取得税の税額から1/10を減額する。 【平成25年度改正（平成25年6月12日以後の取得分から適用）】 特例対象要件である助成金のうち、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金を中小企業重度障害者多数雇用施設設置等助成金に変更。	H27. 3. 31	税額	0	0
附 11 条 の 4	③		新築のサービス付き高齢者住宅用として取得する土地に係る税額の特例措置	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（床面積30㎡～240㎡）の用に供する新築住宅用土地を取得した場合には、不動産取得税の税額から150万円又は床面積の2倍（200㎡を限度）に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額する。	H27. 3. 31	税額	0	9, 494
附 11 条 の 5	①		宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置	宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で、当該土地とその状況が類似する宅地の価格に比準する価格によって決定されるもの）をいう。）を取得した場合には、不動産取得税の課税標準を1/2とする。	H27. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	6, 596, 966, 748	6, 898, 964, 897



○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 12 条	① ~ ④		贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置	農地等の生前一括贈与により受贈者が当該農地等を取得した場合には、不動産取得税の徴収を猶予する。	なし	税額	46,002	46,783

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○自動車取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 12 条 の 2 の 2	①		過疎バスの取得に係る非課税措置	地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難となっているものの運行に供するバスを取得した場合は、非課税とする。	H26. 3. 31	税額	7, 959	11, 768
附 12 条 の 2 の 2	②		自動車取得税の時限的な非課税措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車（新車に限る。）について非課税とする。	H27. 3. 31	税額	73, 463, 532	134, 774, 875
附 12 条 の 2 の 3	②・③		自動車取得税の時限的な税率軽減措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車（新車に限る。）について税率を75%若しくは50%軽減する。	H27. 3. 31	税額	160, 313, 388	97, 090, 645
附 12 条 の 2 の 5	①～③		中古車の取得に係る課税標準の特例措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車（新車を除く。）について、取得価額から45万円、30万円又は15万円を控除する。	H27. 3. 31	課税標準 (自動車の取得価額)	47, 324, 950	55, 860, 800
附 12 条 の 2 の 5	④～⑥		バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置	・ノンステップバス（新車に限る。）について、取得価額から1, 000万円を控除する。 ・リフト付きバス（新車に限る。）について、取得価額から650万円（乗車定員が30人未満のものにあつては200万円）を控除する。 ・ユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）について、取得価額から100万円を控除する。	H27. 3. 31	課税標準 (自動車の取得価額)		5, 249, 120
附 12 条 の 2 の 5	⑦		衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラックに係る課税標準の特例措置	衝突被害軽減ブレーキを搭載した新車のトラックについて、取得価額から350万円を控除する。 【平成25年度改正】 新車の乗用車（乗車定員が10人であり、かつ、立席を有しないものに限る。）及び新車のバス（立席を有しないものに限る。）を特例対象に追加	H27. 3. 31	課税標準 (自動車の取得価額)		1, 932, 035

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「自動車取得税のエコカー減税に係る適用状況に関する調」を基に作成。

○軽油引取税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附	12条の2の7	①	軽油引取税の課税免除の特例措置	船舶・鉄道・軌道車両・農業・林業等の動力源等の用に供する軽油の引取りに対して、免税証の交付等があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。	H27. 3. 31	税額	91,311,885	94,380,805

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○自動車税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 12 条 の 3	① ~ ⑥		自動車税のグリーン化特例	<p>一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車について、新車新規登録の翌年度の税率を概ね50%軽減する。 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車について、その翌年度の税率を概ね10%重課する。</p> <p>【平成24年度以降に新車新規登録した自動車】 一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車について、新車新規登録の翌年度の税率を概ね50%または25%軽減する。 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車について、その翌年度の税率を概ね10%重課する。 (平成25年度及び平成26年度分の自動車税が対象)</p>	H26. 3. 31	税額 (重課分)	23,731,192	24,995,049
						税額 (軽課分)	31,273,812	34,595,486
						税額 (合計)	7,542,620	9,600,437

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

※ 「税額 (合計)」欄は、税額 (軽課分) - 税額 (重課分) として算出。

○鉱区税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）	
条	項	号					23年度	24年度
180 条	②		石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率	政策目的以外の理由（石油又は可燃性天然ガスは流体物質であるがために非常に広大な面積の鉱区を必要とし、生産金額に対する鉱区税の割合が他の鉱物と比較して一般的に高くなる傾向があることを踏まえ、税負担合理化の観点から設けられたもの。）に基づき講じられた措置。	なし	税額	63,486	63,036

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○狩猟税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
700条の52	②	一	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する軽減税率	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録については、狩猟税の税率を1/4に軽減する。	なし	税額	198	223
700条の52	②	二	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する軽減税率	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けている者が、登録に係る都道府県の狩猟区域の全部を狩猟の場所とする狩猟者登録を受ける場合については、狩猟税の税率を3/4に軽減する。	なし	税額	0	0
附32条			対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率の特例	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録等に係る狩猟税の税率については、1/2に軽減する。	H28. 3. 31	税額	14,736	40,126

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○個人住民税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附	7	条	分離課税に係る所得割の額等の特例措置	源泉分離課税とされている退職所得に係る個人住民税の税額については、その10%の税額控除をする。	廃止	税額	13,316,305	12,630,835

※ 「市町村課税状況等の調」を基に作成。

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
349条の3	①		一般電気事業者等が新設した変電所又は送電施設に係る課税標準の特例措置	一般電気事業者等が新たに建設した変電所又は送電施設の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 ・変電所 最初の5年度分 価格の3/5 その後の5年度分 価格の3/4 ・送電施設 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	610,505,619	668,428,858
349条の3	②		鉄道事業者等が敷設した新規営業路線の線路設備等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が新たに敷設した鉄軌道に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3、その後の5年度分 2/3 (うち立体交差化施設に係る橋りょう、高架橋等の線路設備 最初の5年度分 価格の1/6、その後 価格の1/3) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	434,317,926 (注)	383,525,851
349条の3	③		ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る課税標準の特例措置	一般ガス事業者又は簡易ガス事業者が新設したガスの製造及び供給の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	555,427,987	522,689,741
349条の3	④		農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置	農業協同組合、中小企業等協同組合等が政府の補助又は農業近代化資金等の貸付を受けて取得した共同利用に供する機械及び装置に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	20,064,066	23,042,649
349条の3	⑤		外航船舶等に係る課税標準の特例措置	船舶に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 ・外航船舶 価格の1/6 ・準外航船舶 価格の1/4 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	354,892,630	372,688,225
349条の3	⑥		内航船舶に係る課税標準の特例措置	内航船舶(外航船舶及び準外航船舶以外の船舶で、専ら遊覧の用等に供する船舶等を除く。)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	340,165,495	341,467,455
349条の3	⑦		離島航路事業の用に供する船舶に係る課税標準の特例措置	内航船舶(外航船舶及び準外航船舶以外の船舶で、専ら遊覧の用等に供する船舶等を除く。)のうち、離島航路整備法に規定する離島航路事業者が専ら離島航路事業の用に供するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 349条の3⑥の規定により課税標準とされる額に1/3を乗じて得た額	なし	課税標準 (固定資産の価格)	6,691,881	10,480,333



○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
349条の3	⑧		国際路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	国際路線に就航する一定の航空機で航空法の許可を受けた者が運航するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/5 (うち国際路線専用機 価格の1/10、国際路線準専用機 価格の2/15)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	641,329,202	522,129,353
349条の3	⑨		主として離島路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	主として一定の離島路線に就航する70トン未満の航空機で航空法の許可を受けた者が運航するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/3 その後の3年度分 価格の2/3 (うち30トン未満の小型航空機 無期限 価格の1/4)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,995,030	2,893,878
349条の3	⑩		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	日本放送協会が事業の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	187,560,133	176,818,654
349条の3	⑪		(独)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(独)日本原子力研究開発機構が設置する原子力に関する基礎的研究業務等の用に供する設備及びこれらの設備を収容する家屋に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	24,395,430	22,981,260
349条の3	⑫		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地、重要文化的景観を形成している一定の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	8,463,612	5,058,763
349条の3	⑬		東北・北陸・九州新幹線の構築物に係る課税標準の特例措置	東北・北陸・九州新幹線に係る新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	580,858,835 (注)	1,080,892,296
349条の3	⑭		青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設に係る課税標準の特例措置	青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/6 ※349条の3②又は⑦の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/6	なし	課税標準 (固定資産の価格)	198,493,515	187,421,546

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
349条の3	⑮		公共用水域に係る事業の施行に伴い新設等された鉄軌道の橋りょうの線路設備等に係る課税標準の特例措置	河川その他公共用水域に係る事業の施行に伴う橋りょうの新設等により鉄軌道事業者、軌道経営者が敷設した事業用の線路設備又は電路設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 その後の5年度分 価格の5/6 うち河川管理者による事業の施行により敷設された線路設備等 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	76,147,484 (注)	77,099,502
349条の3	⑯		(独)宇宙航空研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(独)宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ直接人工衛星等の開発及びこれに必要な施設等の開発業務等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	12,011,710	10,328,332
349条の3	⑰		(独)海洋研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(独)海洋研究開発機構が所有し、かつ直接海洋に関する基盤的研究開発業務等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	3,996,996	4,091,065
349条の3	⑱		熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る課税標準の特例措置	熱供給事業者が新設した熱交換設備、給排水設備、制御設備等の熱供給事業用の一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	44,905,272	46,929,353
349条の3	⑲		(独)水資源機構がダム用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	(独)水資源機構が所有するダムの用に供する一定の家屋及び償却資産のうち水道又は工業用水道の用に供するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2 その後の5年度分 価格の3/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	68,864,451	60,239,614

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
349条の3	⑳		JR旅客会社等から無償譲渡を受けた特定地方交通線等に係る固定資産に係る課税標準の特例措置	JR旅客会社から特定地方交通線に係る鉄道施設の無償譲渡を受けた者、旧日本国有鉄道清算事業団又は(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構から鉄道施設の無償譲渡を受けた者が当該譲渡により取得し鉄道事業の用に供する固定資産(宿舍等を除く。)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/4 ※349条の3②、⑮又は㉑の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の1/4 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	119,344,261	112,549,071
349条の3	㉑		(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有し、かつ直接石油代替エネルギー技術の開発及び基盤技術研究に関する業務等の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	26,405,704	23,179,146
349条の3	㉒		(独)科学技術振興機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(独)科学技術振興機構が所有し、かつ直接新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,567,275	7,747,650
349条の3	㉓		(独)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	(独)農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ直接農機具の改良に関する試験研究等の用に供する一定の土地に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/3 (うちほ場の用に供するもの 価格の1/6) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,446,432	5,067,712
349条の3	㉔		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	新関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港用地造成株式会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の施設及び環境対策事業の用に供する一定の土地に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	89,054,415	89,491,629
349条の3	㉕		特定鉄道事業者により新たに敷設された特定鉄道の線路設備等に係る課税標準の特例措置	特定鉄道事業者が新たに敷設した特定鉄道の路線に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4 その後の5年度分 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	105,318,344	99,930,411

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
349条の3	㉔		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	233,039,308	215,867,357
349条の3	㉕		鉄道事業者等により新たに建設された変電所に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構により新たに建設された変電所の用に供する償却資産でその鉄道事業者等がその事業の用に供する一定のものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	26,169,212	25,502,562
349条の3	㉖		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	中部国際空港株式会社が所有し、かつ直接中部国際空港の設置管理業務等の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	28,116,210	25,967,918
349条の3	㉗		外国貿易船による物品運送用コンテナに係る課税標準の特例措置	外国貿易のため外国航路に就航する船舶による物品運送の用に供される一定のコンテナに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の4/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	6,870,298	5,593,360
附15条	①		倉庫業者等が新增設した流通機能の高度化に寄与する等の倉庫に係る課税標準の特例措置	倉庫業者が新增設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫又は附属機械設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 倉庫 最初の5年度分 価格の1/2 倉庫の附属機械設備 最初の5年度分 価格の3/4 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成25年度改正(平成25年4月1日以後の取得分から適用)】 ・対象資産に係る適用要件を見直し	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	43,625,049	33,380,991

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 15 条	②		公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置	次に掲げる公害防止施設に対する固定資産税の課税標準額を、それぞれ次のとおりとする。 ①水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の汚水又は廃液の処理施設等 価格の1/3 ②大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設から排出、飛散する指定物質の排出、飛散の抑制に資する施設 価格の1/2 ③フッ素系溶剤に係る活性炭利用吸着式処理装置を含むドライクリーニング機 価格の1/2 ④ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場 価格の1/2 ⑤産業廃棄物処理施設 価格の1/3 ⑥公共下水道の使用者が設置した除害施設 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/4 (ロ) その他の資産 3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H26.3.31 (⑥のみH27.3.31)	課税標準 (固定資産の価格)	646, 712, 528	568, 660, 783
附 15 条	③		国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	航空法の許可を受けた者が運航する一定の航空機に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3 (うち地方的な航空運送の用に供する航空機でその最大離陸重量が200トン未満のもの 最初の5年度分 価格の2/5) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H25年度	課税標準 (固定資産の価格)	99, 893, 049	113, 236, 794
附 15 条	④		心身障害者多数雇用事業所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	心身障害者を一定数以上雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する一定の家屋に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の5/6 【平成25年度改正(平成25年6月12日以後の取得分から適用)】 特例対象要件である助成金のうち、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金を中小企業重度障害者多数雇用施設設置等助成金に変更。	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	301, 725	107, 516
附 15 条	⑤		外貿埠頭公社が特定用途港湾施設の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	外貿埠頭公社が岸壁、荷さばき施設等の特定用途港湾施設の用に供する一定の固定資産で平成10年3月31日までに取得したものである固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 平成23年度分まで 価格の1/2 (公団承継分は3/5) 平成24年度分 価格の2/3 (公団承継分は4/5) 【平成25年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	35, 647, 855	7, 135, 644

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 15 条	⑥		沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の2/3 ※349条の3①に規定する償却資産にあつては、価格の2/3に同項に定める率を乗じて得た額	H26年度	課税標準 (固定資産の価格)	69,184,262	71,925,535
附 15 条	⑦		地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	地震防災対策強化区域、東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において新たに取得された地震防災対策の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	22,350	134,510
附 15 条	⑧		JR貨物が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	JR貨物が取得し、業務の用に供する一定の新規製造車両(機関車、コンテナ貨車)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	20,899,266	17,052,335
附 15 条	⑨		一般放送事業者が新設した高度テレビジョン放送施設に係る課税標準の特例措置	一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って新設した設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 ① 総務省令で定める小規模無線設備 価格の1/2 ② ①を除く無線設備 価格の3/4(総務省令で定める難視聴地域に平成23年度に新設されたもの 価格の1/2) ③ 番組制作設備 価格の3/4(平成25年度までに新設されたもの 価格の4/5) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	36,095,159	23,922,159
附 15 条	⑩		特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置	特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事により設置された一定の雨水貯留浸透施設に対する固定資産税の課税標準額を価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 2/3 (ロ) その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	57,227	23,591

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 15 条	⑪		低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置	燃料電池自動車に水素を充てんするための設備、又は専ら天然ガス自動車に可燃性天然ガスを充てんするための設備で、新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成25年度改正(平成25年4月1日以後の取得分から適用)】 ・燃料電池自動車用水素充てん設備に係る適用要件を見直し	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	451, 620	421, 958
附 15 条	⑫		第三セクターが鉄道駅総合改善事業により取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	鉄軌道施設の貸付を行う法人が公共事業に係る政府の補助を受けて行う鉄道駅総合改善事業により取得した停車場建物等のうち、鉄道事業者、軌道経営者に貸し付けられ、かつ鉄道事業又は軌道経営の用に供されるものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/4 【平成25年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	5, 146, 142	4, 176, 885
附 15 条	⑬		国際船舶に係る課税標準の特例措置	主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶であって、海上運送法に規定する国際船舶であるものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 349条の3⑤の規定により課税標準とされる額に1/3を乗じて得た額	H26年度	課税標準 (固定資産の価格)	8, 416, 110	32, 486, 540
附 15 条	⑭		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から特定鉄道事業者に譲渡された並行在来線に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の20年度分 価格の1/2 ※349条の3②、⑮又は⑰の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	8, 734, 193	8, 239, 049
附 15 条	⑮		鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	9, 291, 457	9, 983, 534
附 15 条	⑯		鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者が取得し、事業の用に供する新造車両で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有するもの(低床型新造車両)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3, 186, 183	1, 772, 212

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 15 条	⑰		鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	<p>鉄道事業者、軌道経営者が取得等した新規製造客車で、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギー使用の合理化に資するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格の2/3 (省令で定める事業者等が取得した車両 価格の3/5)</p> <p>※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成25年度改正(平成25年4月1日以後の取得分から適用)】 ・輸送力増強車両に係る適用要件を見直し</p>	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	208, 428, 513	181, 594, 958
附 15 条	⑱		P F I 法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業(国・地方公共団体がその事務・事業として実施するものであることを証明したものに限り)により取得した家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>価格の1/2</p>	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	16, 540, 424	15, 066, 160
附 15 条	⑲		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	<p>都市再生特別措置法に基づく認定事業者が、都市再生事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格の3/5 (都市再生特別措置法に定める特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したもの 価格の1/2)</p> <p>※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。</p>	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	16, 532, 781	9, 949, 438
附 15 条	⑳		成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	<p>成田国際空港株式会社が所有し、かつ直接滑走路等又は航空保安施設の用に供する土地等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>価格の4/5</p>	H25年度	課税標準 (固定資産の価格)	60, 415, 459	47, 837, 694
附 15 条	㉑		P F I 法の選定事業者が取得した国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業において、政府の補助を受けて取得した国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋又は償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>価格の1/2</p>	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	73, 621	68, 926



○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 15 条	㉒		認定運営者が指定特定重要港湾において取得した港湾施設に係る課税標準の特例措置	指定特定重要港湾(スーパー中枢港湾)における特定国際コンテナ埠頭の認定運営者が、国の港湾整備資金貸付けを受けて取得した荷捌き施設等の港湾施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	5,090,837	4,319,680
附 15 条	㉓		鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道施設の貸付を行う法人が都市鉄道利便増進事業により取得した都市鉄道施設・駅附帯施設の用に供する一定の家屋・償却資産に係る固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	56,032	62,680
附 15 条	㉔		指定会社等が外資埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	外資埠頭公社の民営化に伴い、特定外資埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が、外資埠頭公社からの出資により取得した一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2 (旧公団からの承継資産にあつては3/5)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	13,072,317	54,760,937
附 15 条	㉕		日本郵政公社から承継された固定資産に係る課税標準の特例措置	日本郵便株式会社が所有する固定資産のうち、日本郵政公社の出資に係るものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2 【平成25年度改正(平成25年度課税分から適用)】 ・課税標準の引上げ 価格の1/2⇒3/5	H27年度	課税標準 (固定資産の価格)	572,703,536	548,027,480
附 15 条	㉖		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の家屋又は償却資産のうち政府の補助を受けて取得したものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	703,089	841,083
附 15 条	㉗		バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づく認定生産製造連携事業計画に従って一定のバイオ燃料を製造する事業者が新たに設置するバイオ燃料製造設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	710,602	749,521

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 15 条	⑳		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が所有する施設であって、重要無形文化財の公演のための専用の施設の用に供する土地及び家屋に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H26年度	課税標準 (固定資産の価格)	0	231,625
附 15 条	㉑		電気通信事業を営む者が新設した教育・医療に関する業務に使用する電気通信設備に係る課税標準の特例措置	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の電気通信事業者が新設した一定の教育・医療に関する業務の用に使用する電気設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の3/4 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成25年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	3,069	7,827
附 15 条	㉒		指定会社等が新設する特定用途港湾施設に係る課税標準の特例措置	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が国の補助又は国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	59,413
附 15 条	㉓		排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に規定する一定の特定特殊自動車に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の3/5	H25.9.30	課税標準 (固定資産の価格)	0	178,862
附 15 条	㉔		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 国際戦略港湾において 価格の1/2 一定の国際拠点港湾において 価格の2/3	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0
附 15 条	㉕		津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	臨港地区に港湾施設等を有する事業者が平成28年3月31日までに取得した港湾施設等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の4年度分 価格の1/2	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0
附 15 条	㉖ ・ ㉗		津波避難施設に係る課税標準の特例措置	平成27年3月31日までに市町村と締結した管理協定の対象となった協定避難施設に係る協定避難用部分又は一定の避難の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 管理協定を締結した日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格の1/2	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 15 条	⑩		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得する停車場建物又は停車場設備等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0
附 15 条	⑪		再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスに限る)に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0
附 15 条の 2	①		JR等が国鉄から承継した固定資産等に係る課税標準の特例措置	次に掲げる固定資産のうち、国鉄改革前において旧市町村納付金の一定の特例措置の適用があったものに対する固定資産税の課税標準額について、当該特例措置(償却資産の区分に応じ、1/6~3/4)と同等の特例措置を講じる。 ①JR各社が国鉄から承継した鉄道事業用資産 ②(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつJR各社に有償で貸し付けている鉄道の用に供する固定資産のうち、国鉄改革前に国鉄に有償で貸し付けていたもの	なし	課税標準 (固定資産の価格)	215, 948, 553	204, 378, 080
附 15 条の 2	②		JR北海道等が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道、JR四国又はJR九州が所有し、又は借り受け、若しくは利用する一定の固定資産で、直接その本来の事業の用に供するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2 ※349条の3②、⑬から⑮まで若しくは⑰、附15条⑱又は附15条の2①の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2	H28年度	課税標準 (固定資産の価格)	444, 475, 087	515, 810, 031
附 15 条の 3			JR北海道等が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道、JR四国、JR九州又はJR貨物が所有する国鉄から承継した一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/5 ※附15条の2①又は附15条の2②の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の3/5	H28年度	課税標準 (固定資産の価格)	148, 746, 566	142, 328, 458

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 15 条 の 6			新築住宅に係る税額の減額措置	新築住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の3年度分 1/2 (地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものについては最初の5年度分)	H26. 3. 31	税額	127, 439, 799	102, 059, 039
附 15 条 の 7			新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置	新築の長期優良住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の5年度分 1/2 (地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものについては最初の7年度分)	H26. 3. 31	税額	5, 909, 335	10, 887, 874
附 15 条 の 8	①		特定市街化区域農地の所有者等が新築した貸家住宅に係る税額の減額措置	特定市街化区域農地(三大都市圏の特定市における市街化区域内の農地)の所有者等が当該農地の上に中高層耐火建築物である貸家住宅を新築し、かつ貸家の用に供している場合、当該貸家住宅の敷地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われた土地であると市町村長が認めたときは、当該貸家住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 第一種中高層耐火建築物(地上階数4以上) 最初の3年度分 2/3 その後の2年度分 1/2 第二種中高層耐火建築物(地上階数3) 最初の3年度分 2/3 その後の2年度分 1/2 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H27. 3. 31	税額	568, 722	414, 742
附 15 条 の 8	②		特定市街化区域農地の所有者等が新築する貸家住宅の用に供する旧農地に係る税額の減額措置	特定市街化区域農地の所有者等が転用を届け出た当該特定市街化区域農地(旧農地)の上に貸家住宅を新築し、かつ貸家の用に供している場合、当該貸家住宅の敷地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われた土地であると市町村長が認めたときは、当該旧農地に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の3年度分 1/6	H27. 3. 31	税額	15, 228	14, 467
附 15 条 の 8	③		市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	市街地再開発事業の施行に伴い、新築された都市再開発法に規定する施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合、当該家屋に対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 一定の要件を満たす住宅である場合 居住用の部分 最初の5年度分 2/3 非居住用の部分 最初の5年度分 1/3 ※(都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4) 住宅以外の家屋である場合 最初の5年間 1/3 ※(都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4)	H27. 3. 31	税額	590, 276	606, 198

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 15 条 の 8	④		新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置	一定のサービス付き高齢者向け住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の5年度分 2/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H27. 3. 31	税額	288, 371	296, 596
附 15 条 の 8	⑤		防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	防災街区整備事業の施行に伴い、新築された密集市街地における防災街区の整備に関する法律に規定する施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合、当該家屋に対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 一定の要件を満たす住宅である場合 居住用の部分 最初の5年度分 2/3 非居住用の部分 最初の5年度分 1/3 住宅以外の家屋である場合 最初の5年間 1/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H27. 3. 31	税額	1, 057	2, 634
附 15 条 の 9	① ～ ③		耐震改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち新たに一定の耐震改修が行われたもので、耐震基準に適合することが証明されたものに対して課する固定資産税について、改修工事完了時期に応じた次の年度分に限り、1/2を減額する。 H18.1.1からH21.12.31に改修した場合 3年度分 H22.1.1からH24.12.31に改修した場合 2年度分 H25.1.1からH27.12.31に改修した場合 1年度分 【平成25年度改正(平成25年4月1日以後の改修分から適用)】 ・要安全確認沿道建築物に該当するものについて、減額措置を1年度分から2年度分に拡充 ・改修工事の工事費要件を30万円以上から50万円超に引上げ	H27. 12. 31	税額	267, 381	295, 434
附 15 条 の 9	④ ～ ⑧		バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	平成19年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分においてバリアフリー改修工事が行われたもので高齢者等が居住しているものに対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 1/3 【平成25年度改正(平成25年4月1日以後の改修分から適用)】 ・改修工事の工事費要件を30万円以上から50万円超に引上げ	H28. 3. 31	税額	43, 407	28, 231
附 15 条 の 9	⑨ ～ ⑫		省エネ改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	平成20年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において省エネ改修工事が行われたものに対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 1/3 【平成25年度改正(平成25年4月1日以後の改修分から適用)】 ・改修工事の工事費要件を30万円以上から50万円超に引上げ	H28. 3. 31	税額	144, 473	78, 819

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 16 条 の 2	①		三宅島噴火災害による被災代替家屋に係る税額の減額措置	三宅島噴火災害により滅失、損壊した家屋に代わり取得又は改築した家屋に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の4年度分 1/2 【平成25年度改正にて廃止】	廃止	税額	1,087	0
附 16 条 の 2	②		三宅島噴火災害による被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置	三宅島噴火災害により滅失、損壊した償却資産に代わり取得又は改良した償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の4年度分 価格の1/2 【平成25年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0	0
附 16 条 の 2	③		新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る税額の減額措置	平成19年新潟中越沖地震による災害により滅失、損壊した家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の4年度分 1/2 【平成25年度改正にて廃止】	廃止	税額	89,766	100,705

※ 「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額の集計」、「固定資産の価格等の概要調書」、「大規模の償却資産に関する概要調書」及び「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」を基に作成。

※ 適用期限については、例えば「H27. 3. 31」となっているものは、平成27年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり「H27年度」となっているものは、対象となる固定資産の平成27年度分までの各年度分の固定資産税に関して特例措置の適用があるもの。

(注) 修正報告を反映。

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)	
条	項	号					23年度	24年度
701条の41	①	一	協同組合等の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	協同組合等が事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	4,255,243 [2,553,146千円]	4,346,109 [2,607,665千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	398,377,640	391,264,073
701条の41	①	二	専修学校、各種学校の教育用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	54,684 [32,810千円]	48,345 [29,007千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	282,658	411,139
701条の41	①	三	ばい煙等の処理その他公害防止又は資源有効利用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	597,308 (注) [358,385千円]	560,315 [336,189千円]
701条の41	①	四	産業廃棄物の収集、運搬、処分その他公害防止又は資源有効利用事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	産業廃棄物の収集、運搬又は処分その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	1,502,703 (注) [901,622千円]	1,408,039 [844,823千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	7,620,553	7,390,446
701条の41	①	五	家畜市場の資産割に係る課税標準の特例措置	家畜市場について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	5,354 [3,212千円]	5,354 [3,212千円]
701条の41	①	六	生鮮食料品の価格安定目的施設の資産割に係る課税標準の特例措置	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	11,250 [6,750千円]	7,616 [4,570千円]
701条の41	①	七	みそ、しょうゆ、食用酢、酒税法に基づく酒類の製造業者の製造用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	766,135 [459,681千円]	839,977 [503,986千円]

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)	
条	項	号					23年度	24年度
701条の41	①	八	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設の資産割に係る課税標準の特例措置	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。 【平成25年度改正（平成25年4月1日以後に終了する事業から適用）】 構造が簡易なものに限ることとしている木材保管施設の対象要件を撤廃。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	476,715 [286,029千円]	483,593 [290,156千円]
701条の41	①	九	ホテル、旅館の営業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	ホテル営業又は旅館営業の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	7,231,568 [4,338,941千円]	7,458,485 [4,475,091千円]
701条の41	①	十	港湾施設のうち港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	68,555 [41,133千円]	41,607 [24,964千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	299,630	232,432
701条の41	①	十一	港湾施設のうち上屋、倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	港湾施設のうち上屋及び倉庫業者の事業の用に供する倉庫について、事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	6,134,495 [3,680,697千円]	6,494,635 [3,896,781千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	7,713,023	8,413,957
701条の41	①	十二	外国貿易のため外国航路に就航する船舶の運送コンテナー貨物荷さばき用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナー貨物に係る荷さばきの用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	15,118 [9,071千円]	7,900 [4,740千円]
701条の41	①	十三	一般港湾運送事業、港湾荷役事業用上屋の資産割に係る課税標準の特例措置	一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	279,935 [167,961千円]	407,226 [244,336千円]
701条の41	①	十四	倉庫業者の事業用倉庫の資産割に係る課税標準の特例措置	倉庫業者が事業の用に供する倉庫について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	17,383,153 [10,429,892千円]	17,257,697 [10,354,618千円]



○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)	
条	項	号					23年度	24年度
701条の41	①	十五	タクシー事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	タクシー事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	565,370 [339,222千円]	538,336 [323,002千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	153,131,713	143,053,637
701条の41	①	十六	公共飛行場設置施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	公共飛行場設置施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	324,280 [194,568千円]	351,801 [211,081千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	46,562,744	63,971,271
701条の41	①	十七	流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業用店舗等の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業の用に供する店舗等について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	846,880 [508,128千円]	904,441 [542,665千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	7,783,734	6,401,079
701条の41	①	十八	流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業用倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業の用に供する倉庫に係る事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	829,033 [497,420千円]	797,046 [478,228千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	1,218,834	1,070,293
701条の41	①	十九	特定信書便事業者の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	特定信書便事業者の事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	6,580 [3,948千円]	1 [1千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	41,753	41,478
701条の41	②		心身障害者を多数雇用する事業所等の資産割に係る課税標準の特例措置	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給に係る施設又は設備に係る事業所等で、雇用する障害者の数が10人以上であり、かつ、障害者の割合が1/2以上である事業所等について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。 【平成25年度改正(平成25年6月12日以後に設置された施設について適用)】 特例対象要件である助成金のうち、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金を中小企業重度障害者多数雇用施設設置等助成金に変更。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	28,167 [16,900千円]	34,405 [20,643千円]

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 33 条	①		沖縄の特定民間観光関連施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成29年3月31日までに新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))		0
附 33 条	②		沖縄の情報通信産業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成29年3月31日までに新設された情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	5, 283 [3, 170千円]	2, 129 [1, 277千円]
附 33 条	③		沖縄の産業高度化・事業革新促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成29年3月31日までに新設された製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))		0
附 33 条	④		沖縄の国際物流拠点産業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成29年3月31日までに新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))		0
附 33 条	⑤		特定農産加工業経営改善措置事業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設について、法人にあっては平成25年3月31日までに終了する事業年度分、個人にあっては平成25年分までに限り、事業所税の資産割の課税標準を1/4控除する。 【平成25年度改正】 法人にあっては平成26年6月30日までに終了する事業年度分、個人にあっては平成26年分まで、適用期限を延長。	H26. 6. 30 (法人) H26年分 (個人)	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	112, 899 [67, 739千円]	120, 571 [72, 343千円]

※ 「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

※ 適用額の総額のうち [ ]内の数値は、課税標準 (事業所床面積 (㎡)) に600円/㎡の税率を乗じたものである。

(注) 修正報告を反映。

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
702 条	②		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	日本放送協会が事業の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	83,034,033	80,630,644
702 条	②		(独)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(独)日本原子力研究開発機構が設置する原子力に関する基礎的研究業務等の用に供する設備を収容する家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	3,112,746	2,374,515
702 条	②		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地、重要文化的景観を形成している一定の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	7,767,071	4,231,265
702 条	②		(独)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	(独)農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ直接農機具の改良に関する試験研究等の用に供する一定の土地に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/3 (うちほ場の用に供するもの 価格の1/6) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,362,168	4,987,247
702 条	②		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	新関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港用地造成株式会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の施設及び環境対策事業の用に供する一定の土地に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	17,443,002	11,958,373
702 条	②		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	183,259,964	173,462,232
702 条	②		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	中部国際空港株式会社が所有し、かつ直接中部国際空港の設置管理業務等の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,447,379	2,519,028

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 15 条	①		倉庫業者等が新增設した流通機能の高度化に寄与する等の倉庫等に係る課税標準の特例措置	倉庫業者が新增設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 倉庫 最初の5年度分 価格の1/2 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成25年度改正(平成25年4月1日以後の取得分から適用)】 ・対象資産に係る適用要件を見直し	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	21, 975, 415	18, 204, 792
附 15 条	⑤		外貿埠頭公社が特定用途港湾施設の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	外貿埠頭公社が岸壁、荷さばき施設等の特定用途港湾施設の用に供する一定の固定資産で平成10年3月31日までに取得したものに対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 平成23年度分まで 価格の1/2 (公団承継分は3/5) 平成24年度分 価格の2/3 (公団承継分は4/5) 【平成25年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	25, 147, 843	7, 102, 893
附 15 条	⑭		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から特定鉄道事業者に譲渡された並行在来線に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の20年度分 価格の1/2	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2, 679, 957	2, 360, 143
附 15 条	⑱		P F I 法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業(国・地方公共団体がその事務・事業として実施するものであることを証明したものに限り)により取得した家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2, 771, 007	2, 567, 376
附 15 条	⑲		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に基づく認定事業者が、都市再生事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5 (都市再生特別措置法に定める特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したもの 価格の1/2) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	14, 603, 186	7, 852, 444
附 15 条	㉔		成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	成田国際空港株式会社が所有し、かつ直接滑走路等又は航空保安施設の用に供する土地等に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の4/5	H25年度	課税標準 (固定資産の価格)	0	0

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 15 条	㉑		P F I 法の選定事業者が取得した国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業において、政府の補助を受けて取得した国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	73, 621	68, 926
附 15 条	㉒		認定運営者が指定特定重要港湾において取得した港湾施設に係る課税標準の特例措置	指定特定重要港湾(スーパー中樞港湾)における特定国際コンテナ埠頭の認定運営者が、国の港湾整備資金貸付けを受けて取得した荷捌き施設等の港湾施設の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	55, 415	50, 876
附 15 条	㉓		鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道施設の貸付を行う法人が都市鉄道利便増進事業により取得した都市鉄道施設・駅附帯施設の用に供する一定の家屋に係る都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	6, 662	6, 171
附 15 条	㉔		指定会社等が外貿埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	外貿埠頭公社の民営化に伴い、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が、外貿埠頭公社からの出資により取得した一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2 (旧公団からの承継資産にあっては3/5)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	682, 830	31, 740, 437
附 15 条	㉕		日本郵政公社から承継された固定資産に係る課税標準の特例措置	日本郵便株式会社が所有する固定資産のうち、日本郵政公社の出資に係るものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2 【平成25年度改正(平成25年度課税分から適用)】 ・課税標準の引上げ 価格の1/2⇒3/5	H27年度	課税標準 (固定資産の価格)	454, 873, 385	441, 771, 995
附 15 条	㉖		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の家屋のうち政府の補助を受けて取得したのものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	71, 511	157, 962
附 15 条	㉗		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が所有する施設であって、重要無形文化財の公演のための専用の施設の用に供する土地及び家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H26年度	課税標準 (固定資産の価格)	0	231, 625

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H25. 3. 31現在)	適用期限 (H25. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)	
条	項	号					23年度	24年度
附 15 条	⑩		指定会社等が新設する特 定用途港湾施設に係る課 税標準の特例措置	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が 国の補助又は国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得し た一定の特定用途港湾施設に対する都市計画税の課税標準を 次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0
附 15 条	⑫		国際戦略港湾及び国際拠 点港湾の港湾運営会社が 取得した荷さばき施設等 に係る課税標準の特例措 置	国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾の港湾運営会社が国 の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設 等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 国際戦略港湾において 価格の1/2 一定の国際拠点港湾において 価格の2/3	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0
附 15 条	⑬		鉄道事業者等が駅のバリ アフリー化により取得し た償却資産等に係る課税 標準の特例措置	鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公 共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の 鉄道駅等の改良工事により取得する停車場建物又は停車場設 備等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0
附 15 条 の 2	②		JR北海道等が所有等する 本来事業用資産に係る課 税標準の特例措置	JR北海道、JR四国又はJR九州が所有し、又は借り受け、若し くは利用する一定の固定資産で、直接その本来の事業の用に供 するものに対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H28年度	課税標準 (固定資産の価格)	92, 269, 197	87, 648, 538
附 15 条 の 3			JR北海道等が国鉄から承 継した固定資産に係る課 税標準の特例措置	JR北海道、JR四国、JR九州又はJR貨物が所有する国鉄から 承継した一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準額を 次のとおりとする。 価格の3/5 ※附15条の2①又は附15条の2②の規定の適用を受ける固定資 産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の3/5	H28年度	課税標準 (固定資産の価格)	131, 041, 770	105, 726, 335
附 16 条 の 2	③		新潟県中越沖地震災害に よる被災代替家屋に係る 税額の減額措置	平成19年新潟中越沖地震による災害により滅失、損壊した家屋 に代わるものとして取得又は改築した家屋に対する都市計画税 について、次の割合を減額する。 最初の4年度分 1/2 【平成25年度改正にて廃止】	廃止	税額	9, 423	12, 711

※ 「市町村交付金及び都市計画税に関する調」を基に作成。

## 2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況

財務大臣による適用実態調査の結果に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額は、次のとおりである。

なお、租税特別措置の根拠条文や制度の概要については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を参照されたい。

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
中小企業者等の法人税率の特例	4,992,592	-	12,281,776	17,274,368	-	17,274,368	16,281,680	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	1,216,971	-	2,993,747	4,210,718	-	4,210,718	4,254,825	
(1) 試験研究費の総額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	注①
(2) 特別試験研究費の額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	注①
(3) 繰越税額控除限度超過額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	注①
(4) 中小企業技術基盤強化税制	1,048,352	-	2,578,945	3,627,297	-	3,627,297	3,855,015	
(5) 繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除	80,198	-	197,288	277,486	-	277,486	90,028	
(6)① 試験研究費の増加額に係る税額控除	52,800	-	129,887	182,687	-	182,687	124,597	注②
(6)② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	35,621	-	87,627	123,248	-	123,248	185,185	注②
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	587,909	2,135,759	1,446,256	4,169,924	1,836,447	6,006,371	13,288,589	
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	11,932	-	29,353	41,285	-	41,285	89,746	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	1,376,170	4,704,533	3,385,378	9,466,081	4,298,578	13,764,659	74,972	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	31,685	-	77,946	109,631	-	109,631	14,422	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	2,886,847	11,133,279	7,101,642	21,121,768	9,017,956	30,139,724	27,596,924	



(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	656,454	-	1,614,877	2,271,331	-	2,271,331	1,990,444	
事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却	8,402	30,279	20,668	59,349	26,243	85,592	275,726	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除	87,976	-	216,420	304,396	-	304,396	540,584	
沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	-	0	0	-	0	582	
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	-	0	0	-	0		
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	27,885	-	68,598	96,483	-	96,483	50,734	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	994	-	2,445	3,439	-	3,439	59,003	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	10,030	-	24,675	34,705	-	34,705		
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	-	0	0	-	0	1,078	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	575	-	1,415	1,990	-	1,990		
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	-	0	0	-	0	78	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	715	-	1,758	2,473	-	2,473		
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	1,354	5,221	3,330	9,905	4,229	14,134	0	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	83	-	205	288	-	288	2,826	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	3,568	8,780	8,778	21,126	11,144	32,270	11,344	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	注①
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	208,095	-	511,913	720,008	-	720,008	265,240	注②
公害防止用設備の特別償却	27	105	67	199	85	284	96,277	
船舶の特別償却	762,327	2,846,006	1,875,325	5,483,658	2,381,315	7,864,973	4,925,139	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	20	50	50	120	64	184	333	
地震防災対策用資産の特別償却	1,164	2,898	2,864	6,926	3,637	10,563	17,551	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	66,887	176,725	164,541	408,153	208,899	617,052	1,170,214	
事業革新設備等の特別償却	11,093	42,780	27,288	81,161	34,652	115,813	777,046	
共同利用施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	150	注③
特定農産加工品生産設備等の特別償却	10	37	23	70	30	100	2,588	
特定高度通信設備の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	
特定地域における工業用機械等の特別償却	39,708	109,036	97,683	246,427	124,020	370,447	381,552	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
(1) 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却	11,719	31,551	28,829	72,099	36,602	108,701	86,131	
(2) 過疎地域における工業用機械等の特別償却	27,354	75,185	67,292	169,831	85,434	255,265	282,647	
(3) 離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却	327	1,113	805	2,245	1,022	3,267	6,705	
(4) 振興山村における工業用機械等の特別償却	308	1,187	757	2,252	961	3,213	6,071	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取 得した場合の特別償却	188	725	462	1,375	587	1,962	7,082	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工 業用機械等を取 得した場合の特別償却	369	1,212	907	2,488	1,152	3,640		
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域にお いて工業用機械等を取 得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	958	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業 用機械等を取 得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0		
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別 償却	0	0	0	0	0	0	0	
医療用機器等の特別償却	46,493	168,334	114,373	329,200	145,229	474,429	554,138	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の 機械等の割増償却	2,338	6,363	5,753	14,454	7,304	21,758	19,750	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	796	3,062	1,958	5,816	2,486	8,302	16,036	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内 取得資産の割増償却	3,739	12,278	9,198	25,215	11,679	36,894	31,241	
事業所内託児施設等の割増償却	129	397	317	843	403	1,246	6,882	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	93,531	232,513	230,087	556,131	292,107	848,238	268,781	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	756	2,870	1,860	5,486	2,362	7,848	8,992	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	946	3,445	2,328	6,719	2,956	9,675	4,453	
特定再開発建築物等の割増償却	73,611	182,313	181,084	437,008	229,895	666,903	828,148	
倉庫用建物等の割増償却	11,570	42,821	28,461	82,852	36,141	118,993	22,953	
植林費の損金算入の特例	64	249	159	472	202	674	1,743	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	381,344	1,321,379	938,106	2,640,829	1,191,167	3,831,996	4,087,363	
海外投資等損失準備金	225,001	-	553,502	778,503	-	778,503	1,967,660	注⑤
金属鉱業等鉱害防止準備金	326	835	802	1,963	1,017	2,980	516	
特定災害防止準備金	51,336	177,031	126,287	354,654	160,354	515,008	466,550	
新幹線鉄道大規模改修準備金	425,000	1,045,272	1,045,500	2,515,772	1,327,310	3,843,082	4,057,412	
使用済燃料再処理準備金	1,577,906	3,880,800	3,881,648	9,340,354	4,927,928	14,268,282	55,867,317	
原子力発電施設解体準備金	198,528	488,272	488,378	1,175,178	620,018	1,795,196	2,228,567	
保険会社等の異常危険準備金	1,474,758	3,629,887	3,627,905	8,732,550	4,605,790	13,338,340	15,761,052	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	690,061	1,697,259	1,697,549	4,084,869	2,155,116	6,239,985	7,709,821	
関西国際空港用地整備準備金	0	0	0	0	0	0		
特定船舶に係る特別修繕準備金	128,958	373,758	317,238	819,954	402,777	1,222,731	3,395,876	
中小企業等の貸倒引当金の特例	5,498,349	21,204,679	13,525,938	40,228,966	17,175,790	57,404,756	69,025,006	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	987,610	2,465,642	2,429,519	5,882,771	3,084,403	8,967,174	6,089,494	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	327,999	807,020	806,877	1,941,896	1,024,367	2,966,263	2,068,995	
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	299,561	632,131	736,921	1,668,613	935,554	2,604,167	1,656,396	注④
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除	9	33	21	63	27	90	321	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除	205	792	505	1,502	642	2,144		
沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	
認定研究開発事業法人等の課税の特例	0	0	0	0	0	0		
農業経営基盤強化準備金	157,875	608,786	388,373	1,155,034	493,173	1,648,207	1,349,907	
農用地等を取得した場合の課税の特例	77,774	299,801	191,325	568,900	242,951	811,851	633,291	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
取用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	1,618,533	4,618,998	3,981,592	10,219,123	5,055,143	15,274,266	18,902,348	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	953,612	2,548,617	2,345,885	5,848,114	2,978,313	8,826,427	7,203,784	
取用換地等の場合の所得の特別控除	483,562	1,771,556	1,189,563	3,444,681	1,510,508	4,955,189	5,454,427	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	6,031	22,267	14,835	43,133	18,839	61,972	64,351	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	7,805	27,113	19,200	54,118	24,379	78,497	80,019	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	124	478	305	907	387	1,294	1,784	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	449	1,461	1,105	3,015	1,403	4,418	399	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	3,707,650	11,025,718	9,120,812	23,854,180	11,580,275	35,434,455	51,893,339	
(1) 所有期間10年超の建物等の既成市街地等の内から外への買換え	114,857	379,067	282,547	776,471	358,757	1,135,228	1,646,223	
(2) 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え	3,409	13,148	8,387	24,944	10,650	35,594	146,491	
(3) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え	8,151	25,456	20,051	53,658	25,458	79,116	431,813	
(4) 誘致区域の外から内への買換え	1,397	5,388	3,437	10,222	4,364	14,586	41,267	
(5) 都市開発区域等及び誘致区域の外から都市開発区域等の内への買換え	384,953	1,113,455	946,983	2,445,391	1,202,325	3,647,716	7,495,309	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
(6) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内での土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う買換え	10,335	33,256	25,423	69,014	32,281	101,295	240,317	
(7) 農用地区域等内における土地等及び果樹の有効利用のための買換え	831	3,204	2,044	6,079	2,595	8,674	66,037	
(8) 防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づく土地等の買換え	2,121	7,149	5,218	14,488	6,625	21,113	20,927	
(9) 所有期間10年超の国内にある土地等、建物又は構築物と国内にある一定の土地等、建物、構築物、機械装置又は鉄道事業用車両運搬具との買換え	2,913,701	8,504,723	7,167,703	18,586,127	9,100,420	27,686,547	39,103,358	
(10) 日本船舶と一定の日本船舶との買換え	105,464	384,966	259,441	749,871	329,438	1,079,309	1,414,391	
(11) 大気汚染規制区域の内から外へのばい煙発生施設の買換え	104,817	344,468	257,850	707,135	327,398	1,034,533	33,860	
(12) 騒音規制区域の内から外への騒音発生施設の買換え	6,644	25,623	16,344	48,611	20,755	69,366	7,879	
(13) 水質汚濁規制水域等の内から外への汚水排出施設等の買換え	0	0	0	0	0	0	22,331	
(14) 農村地域及び誘致区域の外から工業等導入地区の内への買換え	12,434	47,951	30,587	90,972	38,840	129,812	17,900	
(15) 市街化区域又は既成市街地等内における建物の高層化に伴う買換え	28,648	103,089	70,473	202,210	89,485	291,695	689,203	
(16) 既成市街地等内における特定民間再開発事業の施行による中高層耐火建築物への買換え	145	559	357	1,061	453	1,514	62,127	
(17) 特定整備区域内にある木造貸家住宅から中高層貸家住宅への買換え	0	0	0	0	0	0	5,959	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
(18) 防災再開発促進地区内における認定建替計画に基づく土地等の買換え	8,800	30,581	21,648	61,029	27,488	88,517	365,372	
(19) 内航日本船舶から内航日本船舶以外の減価償却資産への買換え	943	3,635	2,319	6,897	2,944	9,841	82,572	
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	1,657	
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	0	0	0	0	0	0	77	
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例	31	118	75	224	96	320	167	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	31	118	75	224	96	320	438	
平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	432,601	1,399,036	1,064,198	2,895,835	1,351,221	4,247,056	3,875,913	
技術研究組合の所得計算の特例	13,193	50,878	32,454	96,525	41,211	137,736	114,171	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	1,440,317	5,078,658	3,543,180	10,062,155	4,499,028	14,561,183	9,236,194	
認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算入の特例	772	2,979	1,900	5,651	2,413	8,064	2,391,891	
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	125,221	398,441	308,045	831,707	391,124	1,222,831		
社会保険診療報酬の所得計算の特例	3,619	-	8,902	12,521	-	12,521	17,335	注⑤
特定の医療法人の法人税率の特例	193,139	-	475,123	668,262	-	668,262	675,060	
農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	273,467	1,049,905	672,729	1,996,101	854,256	2,850,357	2,335,124	





(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	3,214	-	7,906	11,120	-	11,120	8,476	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	11,884	-	29,232	41,116	-	41,116	36,079	
(1) 試験研究費の総額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	注①
(2) 特別試験研究費の額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	注①
(3) 連結繰越税額控除限度超過額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	注①
(4) 中小企業技術基盤強化税制	9,843	-	24,213	34,056	-	34,056	26,470	
(5) 繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る税額控除	1,378	-	3,390	4,768	-	4,768	7,722	
(6)① 試験研究費の増加額に係る税額控除	532	-	1,308	1,840	-	1,840	1,879	注②
(6)② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	131	-	321	452	-	452	8	注②
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	8,163	21,475	20,082	49,720	25,495	75,215	1,638,947	
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	-	0	0	-	0	0	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	102,237	312,537	251,504	666,278	319,328	985,606	24,391	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	-	0	0	-	0	28	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	22,305	86,021	54,871	163,197	69,677	232,874	181,332	



(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取 得した場合の法人税額の特別控除	0	-	0	0	-	0	0	
国際戦略総合特別区域において機械等を取 得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	
国際戦略総合特別区域において機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	注①
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別 控除	32	-	79	111	-	111	0	注②
公害防止用設備の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	
船舶の特別償却	14,849	36,521	36,529	87,899	46,376	134,275	146,593	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区にお ける文化学術研究施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	
地震防災対策用資産の特別償却	0	0	0	0	0	0	55	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	59,755	146,966	146,998	353,719	186,621	540,340	933,040	
事業革新設備等の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	
共同利用施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	注③
特定農産加工品生産設備等の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	
特定高度通信設備の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	
特定地域における工業用機械等の特別償却	3,637	8,946	8,948	21,531	11,359	32,890	49,339	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
(1) 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却	1,565	3,849	3,850	9,264	4,887	14,151	26,339	
(2) 過疎地域における工業用機械等の特別償却	2,072	5,097	5,098	12,267	6,472	18,739	22,999	
(3) 離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 振興山村における工業用機械等の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取 得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工 業用機械等を取 得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0		
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域にお いて工業用機械等を取 得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業 用機械等を取 得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0		
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別 償却	97	239	239	575	303	878	0	
医療用機器等の特別償却	1,963	4,828	4,829	11,620	6,130	17,750	4,451	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の 機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	6,198	15,243	15,247	36,688	19,357	56,045	40,385	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内 取得資産の割増償却	111	273	273	657	346	1,003	0	
事業所内託児施設等の割増償却	28	70	70	168	89	257	0	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	628	1,546	1,546	3,720	1,962	5,682	5,567	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	36	137	87	260	111	371	0	
特定再開発建築物等の割増償却	2,489	6,121	6,122	14,732	7,773	22,505	79,963	
倉庫用建物等の割増償却	0	0	0	0	0	0	664	
植林費の損金算入の特例	0	0	0	0	0	0	0	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	4,621	11,548	11,367	27,536	14,431	41,967	25,678	
海外投資等損失準備金	0	-	0	0	-	0	25,219	注⑤
金属鉱業等鉱害防止準備金	43	105	105	253	133	386	552	
特定災害防止準備金	1,187	2,920	2,921	7,028	3,709	10,737	208,715	
新幹線鉄道大規模改修準備金	0	0	0	0	0	0	0	
使用済燃料再処理準備金	122,974	302,449	302,515	727,938	384,056	1,111,994	939,960	
原子力発電施設解体準備金	25,411	62,497	62,511	150,419	79,361	229,780	61,342	
保険会社等の異常危険準備金	0	0	0	0	0	0	0	



(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	106,360	261,589	261,647	629,596	332,173	961,769	2,156,026	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	25,192	63,204	61,973	150,369	78,677	229,046	100,873	
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	11,526	29,994	28,353	69,873	35,996	105,869	125,536	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	2,434	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	200	493	493	1,186	626	1,812	1,826	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	736,057	1,823,472	1,810,700	4,370,229	2,298,771	6,669,000	10,564,887	
(1) 所有期間10年超の建物等の既成市街地等の内から外への買換え	60,235	148,145	148,177	356,557	188,117	544,674	45,547	
(2) 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え	0	0	0	0	0	0	0	
(3) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え	32,057	78,844	78,861	189,762	100,118	289,880	32,829	
(4) 誘致区域の外から内への買換え	0	0	0	0	0	0	0	
(5) 都市開発区域等及び誘致区域の外から都市開発区域等の内への買換え	384	944	945	2,273	1,199	3,472	539,059	





(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
(18) 防災再開発促進地区内における認定建替計画に基づく土地等の買換え	122	300	300	722	382	1,104	1,166	
(19) 内航日本船舶から内航日本船舶以外の減価償却資産への買換え	0	0	0	0	0	0	0	
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	0	0	0	0	0	0	60,416	
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	
平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	36,065	90,151	88,720	214,936	112,635	327,571	109,836	
技術研究組合の所得計算の特例	0	0	0	0	0	0	0	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	73,649	182,137	181,176	436,962	230,011	666,973	559,095	
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	5,488	13,713	13,500	32,701	17,140	49,841	86,499	
社会保険診療報酬の所得計算の特例	0	-	0	0	-	0	0	注⑤
特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	0	-	0	0	-	0	0	
農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	
転廃業助成金等に係る課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度						(参考)平成23年度	備考
	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を含む額)	再計 (地方法人特別税を含む額)	
中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	3,614	13,939	8,891	26,444	11,291	37,735	38,923	
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	5,973	15,416	14,694	36,083	18,656	54,739	20,766	
損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例	0	0	0	0	0	0	0	

注① 地方税の計算において適用対象外

注② 中小企業者等に適用

注③ 特別法人、特定目的会社及び投資法人等は外形標準課税の対象とならないため、全て非外形法人として計算

注④ 単年度損益の計算において適用対象外

注⑤ 事業税の所得計算において適用対象外

※1 税額控除の特例の影響額は次のとおり算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税控除額×住民税率)

※2 課税標準の特例(損金算入等)の影響額は次のとおり算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税影響額×法人税率×住民税率) 事業税(国税影響額×事業税率)

※3 地方法人特別税への影響額は次のとおり算出した。：事業税×地方法人特別税率

※4 原則として、資本金1億円以下の法人を非外形対象法人、資本金1億円超の法人を外形対象法人とし、それぞれに影響額を算出している。

※5 税率については、以下のとおり。

・住民税率：道府県民税(5.0%) 市町村民税(12.3%)

・法人税率：25.5%

・事業税率：非外形(5.3%) 外形(3.38%(うち0.48%は単年度損益分))

・地方法人特別税率：非外形(81%) 外形(148%)

※6 林業等の事業税が非課税である事業等に係る影響額については、平成24年度課税状況調における総所得と各非課税所得等の割合を乗じて算出し、全体の影響額から控除した。

※7 国税適用額に係数を乗じた額が課税標準を減少させる特例については、係数を1として、その最大値を影響額として算定した。

※8 連結法人分についても、単体法人と同様に影響額を算出した。

※9 「-」は制度上影響がないもの、「0」は影響額がない若しくは僅少であることを表している。

※10 「(参考)平成23年度・再計(地方法人特別税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第183回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「地方法人特別税」を合計したものである。